

地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定等について

地域密着型（介護予防）サービス事業者については、介護保険法第42条の2第1項及び第54条の2第1項において市町村が指定すると規定されています。

指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力に6年間の期限が設けられています。次の事業所については指定有効期間が満了したことに伴い、指定更新の手続きを行ったものです。

〔更新〕

	事業所名	所在地	運営 法人	サービスの 種類	指定更新 年月日	備考
1	デイサービス あいすクラブ	習志野市 香澄6- 15-18	パタカカラ ンド株式会 社	地域密着型 通所介護	令和8年 5月1日	